

地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス

デイサービスセンターやまちゃん利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と、社会福祉法人 福岡光明会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供する地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

（契約期間と更新）

第2条 本契約の有効期間は、利用開始日から要介護認定適用期間までとします。

（2）利用者が有効期間満了までに継続を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で自動的に継続されるものとします。

（サービス計画の作成・変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」（以下「ケアプラン」という。）に沿って「サービス提供に係る計画」（以下「サービス計画」という。）を作成します。

（2）事業者は、利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、又は認知症の症状の進行の緩和に資するよう、サービスの目標を設定し、前項に規定する「サービス計画」に基づき計画的に行います。

（3）事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、速やかに「サービス計画」の変更等の対応を行います。

（4）事業者は、「サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

（サービス提供と内容の記録及び保管）

第4条 事業者は、「重要事項説明書」（以下「説明書」という。）に記載した事業者が提供するサービスのうち、「サービス計画」に基づいた内容のサービスを提供します。

（2）事業者は、サービスの実施ごとに、その内容等を記録表に記入し、サービス終了時に

利用者の確認をうけることとします。

利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- (3) 事業者は、サービス提供記録を、この契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。

(緊急時の対応)

第5条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(居宅介護支援事業者・地域包括支援センターとの連携)

- 第6条 事業者は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。
- (2) 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへの連絡調整等の援助を行います。

(秘密保持)

- 第7条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

(個人情報の取り扱い)

- 第8条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を扱う場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。
- なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (2) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

(賠償責任)

- 第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(利用者負担金及びその変更)

- 第10条 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払い

ます。

- (2) 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に説明します。

- (3) 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- (4) 事業者が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者負担金の滞納)

第11条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上を定めて、期間以内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- (2) 前項の催告をしたときは、事業者は「ケアプラン」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- (3) 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができる。
- (4) 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(解約の終了)

第12条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき

(利用者の解約権)

第13条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の2営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- (2) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ①事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- ②事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第14条 事業者は、やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、文書により 1 か月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができる。

(2) 事業者は、利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により 2 週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

①利用者の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき

②利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

(契約終了時の援助)

第15条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治医及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第16条 事業者は、利用者からのサービスに関する相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

(2) 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(代筆者【代理人】)

第17条 利用者は自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代筆者【代理人】をもって行わせることができる。

(2) 利用者の代筆者【代理人】は、債務者(利用者)と同様の債務を負担するものとします。

(契約外事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第19条 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

また、第 8 条に規定する個人情報の使用について同意します。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 利 用 者 住 所
氏 名 印

(代筆者・代理人)
署名代行者 住 所
氏 名 印
本人との続柄

(家族の署名欄) 住 所
氏 名 印

(事業者) 住 所 福岡市 南区 老司 5 丁目 12 番 4 号
事業者 (法人名) 社会福祉法人 福岡光明会
代表者職・氏名 理事長 加田 照夫 印

(事業所) デイサービスセンターやまちゃんの事業所として、利用者の中し込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任もって行います。

住 所 福岡市 南区 柳瀬 1 丁目 4 0 番 6 号 1 0 1
電 話 080-9437-6265
事業所名 デイサービスセンターやまちゃん
管理者 山崎 道輝 印